

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第262回 軽視できない中国での海外送金手続きの難しさ

日系企業が中国で事業展開する過程での主な課題は、中国現地企業との商談や交渉であると考えるのが一般的である。しかし実務上の現状を見ると、商談が無事に成立した後、海外送金を進める段階になって中国政府の為替管理規制政策に伴うハードルや困難に直面する企業が少なくないため、今回はこの問題について解説する。

◇日系企業が海外送金で困難に直面したケース

日系企業A社は中国に独資現地法人工場B社を設立していたが、市場の大きな変化により中国からの撤退を計画した。中国内資系企業C社が持分譲渡方式でB社を買収する意向を示し、A社とC社の経営陣は買収について交渉を重ねた。交渉の過程で両社は非常に良好な信頼関係を築き、円滑に持分譲渡契約書を締結した。その後、両社は中国の法律に従ってB社の株主変更登記(A社からC社へ変更)を行い、続いてC社はA社への海外送金手続きに着手した。

中国の法律では、C社は自社名義で開設した銀行口座経由で外貨を購入してA社に送金しなければならないため、C社総経理は自社が口座を開設しているD銀行支店の支店長と連絡を取り、今回の外貨購入と送金手続きについて特別な配慮を要請したところ、D支店は本件専属の優秀な行員を手配するなど積極的に対応した。

しかし外貨購入支払い手続きの難度は、C社とA社の予想をはるかに上回るものであった。その主な原因は、D支店の上には分店(省本部)と本店があり、外貨業務関連の最終審査認可権限を持つ本店に対し逐次報告が必要であること、加えて本店の外国為替業務審査が特に厳しかったためであった。

D支店は本店からB社設立以降の重要事項に関する厳密なデューデリジェンスを指示されており、D支店のデューデリジェンスに関連するA社とC社の対応は6カ月間に及んだ。最終的に株主変更登記完了から8カ月後に外貨購入手続きが完了し、C社からA社への送金が行われた。

◇海外送金手続きが容易ではない原因とよくある問題点

1、中国国務院が公布した『外貨管理条例』第12条には、外貨決済・外貨販売を行う金融機構は、国務院外貨管理部門の規定に従い取引証票の真实性及び外貨収支との一致性に関し合理的な審査を行わなければならないと規定されており、これにより「真实性審査」及び「一致性審査」の原則が確立されている。加えて、中国人民銀行が公布した『銀行による外貨決済・外貨販売業務取扱いに係る管理弁法』第18条には、外貨決済・外貨販売を行う際、銀行は「業務の理解、顧客の理解、デューデリジェンスの実施」の原則に基づき関連証憑又は取引証票を審査しなければならないと規定されており、デューデリジェンスの義務と制度が確立されている。

2、同時に銀行には銀行業に関わる規制要件を慎重に遵守することが求められており、違反した場合は厳しい行政処分の対象となるため、複雑な審査プロセス(上記事例で言及した支店→分店→本店のプロセスなど)と厳格なリスク防止策を確立しており、通常は責任を出来る限り負わない立場を取ることから、過度に慎重になる傾向がある。

3、各銀行の各担当者によって外貨管理法制度に対する認識レベルが大きく異なり、個々の案件により手続きにも大きな差異がある事が多い。

4、海外送金で困難に直面する状況としては、一般的に以下が挙げられる。

(1) 税務手続きなどの事前行政手続きが適切に完了していない場合。

(2) 外貨購入資金の出所と合法性が確認できない場合。

(3) デューデリジェンスで疑問点が見つかった場合。例えば、現地法人設立時の原始出資(増資を含む)の合法性が確認できない場合、清算資金の海外送金審査に影響を及ぼす。

(4) 持分譲渡の際、その持分の帳簿価額や評価価値と比較して持分譲渡額が高すぎる若しくは低すぎる場合。

(5) 海外送金の入金先が契約締結主体と一致しない、若しくは一致しているかどうか確認できない場合。

(6) 外貨管理局が当該銀行に割り当てる年度外貨限度額が不足している場合は、当該年度中に処理できなくなる。

◇日系企業へのアドバイス

中国企業と外貨購入支払に関連する取引をするにあたり、外貨購入支払手続きを円滑に実行できるかどうかは、ビジネス活動そのものと同じく重要な問題であり、場合によってはそれ以上に重大且つ複雑な問題に発展することから、企業としてこの点に十分留意し、取引の執行可能性を全面的に保証するためにも、適切で有効な対応策を講じることが求められている。

独立非執行董事の任期、最大9年に＝31年全面実施—香港取引所

【香港時事】香港取引所(HKEX)は、コーポレートガバナンス(企業統治)強化に関する意見公募の結果を発表した。関心の高かった業務を担わない独立非執行董事(独立社外取締役)の任期には、最大9年の期限を設けた。移行期間を経て2031年に全面実施する。日刊紙・香港経済日報などが23日までに伝えた。

同董事の任期上限設定に関する提案は、賛成が51%、反対が49%と拮抗(きっこう)したが、賛成意見が半数を超えたため、実施が決まった。

ただ、当初予定より半年遅らせ、25年7月1日に施行し、2段階に分けて実施する。移行期間も3年から6年に延長した。将来的には、長期にわたり同董事に就任する人がいなくなる見通しだ。このほか、同董事の兼任を1人最大で上場企業6社までとすることも決めた。移行期間は3年とした。

スイス金融大手UBS投資銀行部門副主席兼中華圏地区総裁の李鎮国氏は「香港の企業統治のルールは長年見直されてこなかった」とした上で、「国際的な水準に沿った対応で、香港投資につながる」と評価した。

◇長実・新鴻基・テンセントが反対

意見公募は6月14日から約2カ月間実施し、261件の意見が寄せられた。

上場企業も含まれ、社名を公表したのは25社。このうち22社が反対意見で、香港の不動産大手、長江実業集団(CKアセットホールディングス)や新鴻基地産発展(サンフンカイ・プロパティーズ)、太古(スワイヤー・パシフィック)のほか、中国インターネットサービス大手、騰訊控股(テンセント、広東省深セン市)やアジア保険大手・友邦保険(AIA)などが名を連ねた。長実氏は「独立性は任期の長短で決まるものではない」と訴えた。